OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	語彙的ヴォイスと文法的ヴォイスの関係について ：慣用的受身・使役表現に基づく分析
Author(s)	シャミシエワ, ナズグリ
Citation	日本語・日本文化研究. 2018, 28, p. 72-82
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/71149
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

語彙的ヴォイスと文法的ヴォイスの関係について：
慣用的受身・使役表現に基づく分析

シャミシエワ・ナズグリ

1. はじめに

（1a）（私が）相手の気迫に呑まれる。　（kotobank.jp）
（1b）*相手の気迫が（私を）呑む。

（2a）安さに釣られてディスカウントストアで一万円も使ってしまった。　（kotobank.jp）
（2b）*安さが（私を）釣ってディスカウントストアで一万円も使ってしまった。

（3a）好奇心に駆られて部屋に入った。　（kotobank.jp）
（3b）*好奇心が（私を）駆って（私は）部屋に入った。

上記の（1a）～（3a）の文は、動詞語幹に「（ら）れる」が付き、また、「呑まれる」に対し「呑む」、「釣られる」に対し「釣る」、「駆られる」に対し「駆る」というような能動形も存在するという点で通常の受身と一見変わらないように思われる。しかし、（1a）（2a）（3a）の受身文に対し、（1b）（2b）（3b）の能動文が成立しないという点で、一般的な受身文とは異なっている。

（4a）原稿用紙にペンを走らせた。
（4b）*原稿用紙にペンが走った。

（5a）頭を悩ませていると、近くの席のクラスメイトたちが話しかけてきた。
（高橋克彦『火城』、用例.jp より）
（5b）*頭が悩んでいると、近くの席のクラスメイトたちが話しかけてきた。

（6a）どんなに心を騒がせても、周囲に広がる風景は『日常』の枠を超えない。
（毛利志生子 『カナリア・ファイル２～傀儡師』、用例.jp より）
（6b）*どんなに心が騒いでも、周囲に広がる風景は『日常』の枠を超えない。

さらに、上記の（4a）（5a）（6a）の使役表現は、形の上で「（さ）せる」が付いた、使役の動詞であることは間違いないが、通常の使役文とは、少なくとも次の二つの点で異なる。

一つ目は、被使役主が無情物（4a）、身体部位（5a）、知覚・感覚（6a）であるという点である。二つ目は、（4a）（5a）（6a）に対する、（4b）（5b）（6b）のような非使役の文が不自然であるという点である。

本稿では、以上の（1a）～（6a）の受身、使役表現を「慣用的な受身、使役」と呼び、一般的な受身、使役の表現とは違うという点に注目し、その位置づけについて考察を行う。考察の結果、形式上、「（ら）れる」が付く受身動詞（＝文法的受身）、「（さ）せる」が付く使役動詞（＝文法的使役）であるにも関わらず、意味上、自動詞的（＝語彙的受身）、他動詞的（＝語彙的使役）な性質を持つものになっているということを主張したい。なお、本稿で使用している「慣用的な受身、使役」という用語は、形の上では、受身、使役の接辞が付いているにも関わらず、「受動－能動」「使役－非使役」という対応関係が成立しない[i]、つまり、受身や使役を元の形に戻せないもののことを指す。

2. 先行研究と本研究の位置づけ

現代日本語における受身、使役に関する先行研究は数多くあるが、本研究の対象となる「慣用的な受身、使役」に関する先行研究は、まだ十分ではないと思われる。本節では、従来の研究を参照し、一般的な受身、使役の規定をする。その上で、「慣用的な受身、使役」についての先行研究を概観し、本研究の位置づけを述べる。

2.1 受身と慣用的な受身表現

受身は、動作による働きかけや作用を受ける人や物を主語として構成する文であり、動詞語幹に「（ら）れる」を付加することによって作られる。（7a）における非主格が主格へ昇格し、主格が非主格へ降格する有標的構文である（日本語記述文法研究会 2009: 213、日本語文法辞典 2014: 47）。具体例で言えば、（7a）の基本的な能動文に対応して（7b）のような受身文が成立する。

（7a）花子はジュースを飲んだ。
（7b）ジュースが花子に飲まれた。

しかし、上記の規定に当てはまらない（1a）（2a）（3a）のようなものも存在する。（1a）（2a）（3a）のような「慣用的な受身」についての先行研究として、益岡（2000）、村木（2000）、林（2009）を挙げておきたい。

益岡（2000: 55）は、以下の（8）～（13）のような例を挙げ、それについて、「通常の直接受動文ではニ格が有情者の動作主を表すのに対して、これらの例においては、主体が、ニ格で表される非情物を機縁（原因）として何らかの心理的状態を経験するという事態が描かれている。これらの受動文は、対応する能動文よりも好んで用いられ、とりわけ（12）

（13）の例では能動文による表現は成り立ち難い。この種の受動文は受影受動文[ii]の一種ではあるが、上に述べたような特殊な性格を有するものであることから、本稿では「機縁受動文」という名称を与えて一般の受影受動文とは区別することを提案したい。」と述べている。

（8）日本中の農民は、連年の冷害凶作と、第一次大戦後の長期的不況に打ちのめされていた。（益岡 2000: 61）
（9）いきなりぼくは、言いようのない屈辱感におそわれた。（益岡 2000: 61）
（10）彼は急に疲れにおそわれる。（益岡 2000: 61）
（11）私は中学時代にこの歌に心を打たれた。（益岡 2000: 61）
（12）私は志乃の鋭い語調に気押されて……。（益岡 2000: 61）
（13）私はふいに声をはなって泣きたいような衝動に駆られた。（益岡 2000: 61）

村木（2000: 133）は、「動詞の語形が受動形だからといって、それらをすべて受動文あつかいするのは問題である。次のような例（14）（15）（16）は、受動動詞が用いられているものの、対立する能動文をもたないために、受動文とは考えにくい。受動文であるかどうかは、文構造に決定権があって、動詞の語形を絶対化するのはよくないのである。」と指摘している。

（14）『淋しい狩人』は傑作です。あれほどの作品ですから、できるだけセンセーショナルな紹介の仕方をするべきです。それでこそ、僕も報われるというものです。（村木 2000: 133）
（15）私にできる仕事など限られていました。（村木 2000: 133）
（16）小さな子供が好奇心にかられて万引きを行い、. . . . . （村木 2000: 133）

林（2009）は、慣用的受身文と従来の受身文との相違について、形態的側面と統語的側面から考察している。林（2009: 56-61）によると、形態的側面から（17）～（19）の用例は、対応する能動文を持たないが、述部を見ると、それぞれ対応する能動形「駆る」「打つ」「つる」が存在する。そのため、述語の部分は純然たる一語ではなく、動詞の未然形を受身「（ラ）レル」と組み合わせてできた「V-（ラ）レル」である。したがって、形態的側面から見ると、慣用的受身文のことを自動詞文というより、受身文と同様に「ラレル受身文」の範疇に入れるべきであると主張している。

（17）三枝が、前社長の、侘しくカップラーメンをすすっている姿を見て同情心に駆られたのかもしれないと思うと、伸子はおかしくなった。（林 2009: 57）
（18）吾一は浅草本願寺の築地の蔭に立って、ヒツギのくるのを待っていた。彼は往年の

ことを思うと、何ともいえないものに打たれた。（林 2009: 57）

（19）そう言うと、エディは私の肩を強く叩いて、愉しそうに笑った。わかるようなわからないような答であったが、エディの笑顔につられて私も笑い出してしまった。（林 2009: 57）

統語的側面から、対応度テストを用いて考察した結果、慣用的受身文は受身文と同じように「受身（ラ）レル」を持っているものの、対応する能動文を持たない。それにしたがい、日本語の受身文は対応する能動文のあり方という統語的側面から、以下の〈図 1〉のように三つの系統に分けられることを指摘している。

〈図 1〉林（2009: 61）による、直接に対応する能動文との対応度合い

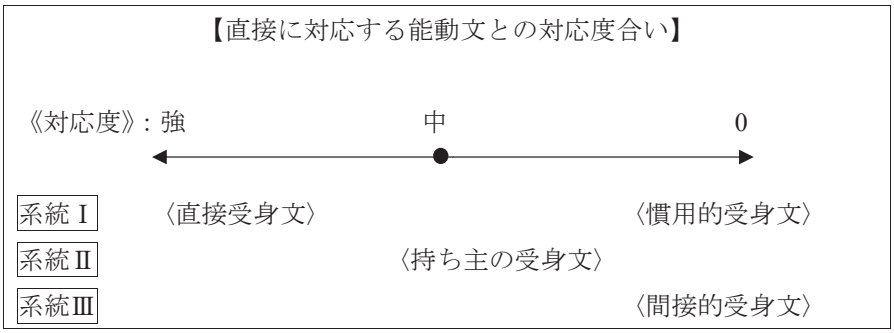

2.2 使役と慣用的な使役表現

使役は、通常、「人がある動作を自分で行うのではなく他者に働きかけて他者にその動作を行わせること」、「使役者（使役の主体）が、被使役者（動きの主体・能動主体）による動きの実行・成立に関わっているものとして事態をとらえ、表現するものである」（日本語文法辞典 2014: 246, 日本語記述文法研究会 2009: 261）というように規定されている。そして、形態上は、動詞の語幹に使役接辞「（さ）せる」が付加される。（20a）の使役文に対し、（20b）のような非使役文が想定されるのが一般的である。

（20a）太郎は花子を学校のグラウンドで走らせた。
（20b）花子は学校のグラウンドで走った。

ただし、上記の規則に当てはまらない、（4a）～（6a）のような使役表現も存在し、これらが使役の中でどのように位置づけられるのかを考える必要がある。

村木（2000: 134）は、慣用的な使役について「動詞が-サセ-という形式を備えていることによって使役性を絶対化することはできない。「二人は徹底的に議論をたたかわせた。」「男は懐にピストルをしのばせていた。」といった文は、対応する基本となる文が存在しない

（「*議論がたたかう」「*ピストルがしのぶ」）もので、使役文とは言いにくい特殊なものである」と述べている。

2.3 本研究の位置づけ

このように本稿の対象である「慣用的受身・使役表現」について議論した、従来の研究は大きく三つの見方に分けられる。一つ目は、益岡（2000）のように、通常の受身文とは違っているが、特殊な性格を有するものであることから、「機縁受動文」という名称を与え、一般の受影受動文とは区別するという考えである。二つ目は、村木（2000）のように、「能動ー受動」という対立が成り立たないため、受動文とは考えにくいという立場である。三つ目は、林（2009）のような、慣用的な受身文には、受身のニュアンスがまだ生きているため、自動詞として認めがたいという考えである。

筆者は村木(2000)が述べている「動詞の語形が受動形だからといって、それらをすべて受動文あつかいするのは問題である」そして、「動詞が-サセ-という形式を備えていることによって使役性を絶対化することはできない」という意見の立場に立つ。そして、その議論を一歩進め、「慣用的な受身・使役表現」は、受身や使役ではなく、特殊なものであるということは間違いないが、その特殊なものを受身、使役の枠組みに入れるべきか、あるいは、別の物として扱うべきか、その問題について検討を試みたい。

3. 慣用的な受身の分類と 3 タイプの受身との比較

3.1 慣用的な受身の分類

まず、慣用的な受身のニ格名詞はどのようなものであるのか、集めた用例を基にニ格名詞が持つ性質を以下のように分類する。

① 物（無情物）

（21）最初のちらしに釣られていなければ、こんなことにならずにすんだのに。

（歌野晶午『葉桜の季節に君を想うということ』、用例.jp より）

（22）旅から帰ってから、その日の生活費にも追われる状態であった。

（植村直己『青春を山に賭けて』、用例.jp より）

（23）三枝の言うとおり、海にも山にも恵まれた緑の土地に、青い空が見える。

（宮部みゆき『レベル 7』、用例.jp より）

② 抽象的な物事・出来事

（24）二人には二人の人生があって、子供の世話に追われるだけの人生がすべてではない。

（小林めぐみ『ねこのめ 第 3 巻 六分儀の未来』、用例.jp より）

（25）私の心が自然の美に打たれて興奮する、私は喜びを現わさないではいられない。

（和辻哲郎『創作の心理について』、用例.jp より）

（26）ドアが開いたとたん、眼の前がくらくらするような衝撃におそわれた。

（小松左京『華やかな兵器』、用例.jp より）

③　知覚・感覚

（27）その姿を見ていると、僕はうまく説明のできない不安な気持ちに駆られた。

（大崎善生『パイロットフィッシュ』、用例.jp より）

（28）するとぼくは、なにかわけのわからぬ不安と悲しみにおそわれてしまう。

（東海林さだお『ショージ君の青春記』、用例.jp より）

（29）そして子供らしい恐怖に打たれて、なんでも家の方へ帰ろうと言出した。

（島崎藤村『芽生』、用例.jp より）

以上の用例から見るように、①の(21)～(23)は「物」をニ格名詞にしているもの、②の(24)～(26)は「抽象的な物事・出来事」をニ格名詞にしているもの、③の(27)～(29)は「知覚・感覚」を表す表現をニ格名詞にしたものである。

3.2 受身の 3 タイプとの比較

受身は、「受動-能動」の対立から大きく直接受身と間接受身に分けられる。直接対応する能動文を持つものは直接受身で、直接対応する能動文を持たないものは間接受身である。また、対応する能動文の補語として表される物の持ち主を主語として表現するのは持ち主の受身である。例えば、以下の（30a）は直接受身、（31a）は間接受身、（32a）は持ち主の受身の例である。これらを下記のように「慣用的な受身」と比較してみたい。

（30a）太郎は次郎に殴られた。　（直接受身）

（30b）次郎が太郎を殴った。

次郎に殴られた⇔次郎が殴った

（31a）私は赤ちゃんに一晩中泣かれた。　（間接受身）

（31b）赤ちゃんが一晩中泣いた。

赤ちゃんに泣かれた⇔赤ちゃんが泣いた

（32a）私は電車で知らない人に足を踏まれた。　（持ち主の受身）

（32b）電車で知らない人が私の足を踏んだ。

知らない人に足を踏まれた⇔知らない人が足を踏んだ

（33a）最初のちらしに釣られていなければ、こんなことにならずにすんだのに。

（慣用的な受身）

（33b）*最初のちらしが釣っていなければ、こんなことにならずにすんだのに。[iii]
ちらしに釣られた⇔*ちらしが釣った

（34a）二人には二人の人生があって、子供の世話に追われるだけの人生がすべてではない。
（慣用的な受身）
（34b）*二人には二人の人生があって、子供の世話が追うだけの人生がすべてではない。
子供の世話に追われる⇔*子供の世話が追う

（35a）その姿を見ていると、僕はうまく説明のできない不安な気持ちに駆られた。
（慣用的な受身）
（35b）*その姿を見ていると、僕をうまく説明のできない不安な気持ちが駆った。
不安な気持ちに駆られた⇔*不安な気持ちが駆った

以上のように、「慣用的な受身」を直接受身、間接受身、持ち主の受身と比較してみると、3 タイプのどれにも当てはまらないことが分かる。仮に、「慣用的な受身」を通常の受身の枠組みに入れるとしたら、（30）（31）（32）のように能動文を持つはずだが、これらの表現は能動文を持たないという点で通常の受身とは異なる。

4. 慣用的な使役の分類と非使役文のありかたによる分析

4.1 慣用的な使役の分類

ここで、慣用的な使役のヲ格名詞はどのようなものであるのか、集めた用例を基にヲ格名詞が持つ性質を以下のように分類する。

① 身体部位

（36）頭を悩ませながらも私はあれこれと周辺人物の伝記や資料を読み漁った。
（高橋克彦『火城』、用例.jp より）
（37）女は窓枠に腰を掛けたまま、手探りするような恰好で部屋の中に手を泳がせた。
（藤沢周平『喜多川歌麿女絵草紙』、用例.jp より）

② 知覚・感覚

（38）意志を働かせる。
（39）あまりに長く待たされたために、かれらは、武蔵に対して、強い憎悪を沸かせていた。
（柴田錬三郎『決闘者 宮本武蔵（下）』、用例.jp より）
（40）彼の心は、まる一時間ものあいだ、相反する二つの考えをたたかわせ、そして迷っていた。
（ユゴー／斎藤正直訳『レ・ミゼラブル（上）』、用例.jp より）

③　物

（41）原稿用紙にペンを走らせる。　　（(4a) を再掲）

（42）男は懐にピストルをしのばせていた。　　（村木 2000: 134）

④　抽象的な物事・出来事

（43）静かに眠っていた魂を騒がせることになったとしたら、どうか許して下さい。

（ベニー松山『風よ。龍に届いているか（上)』、用例.jp より）

（44）たしかに、社会を騒がせることはありますが、これで歴史が変わるわけでもない。

（森博嗣『G 07 目薬 α で殺菌します』、用例.jp より）

（45）大切なのは罪を沸かせないことじゃない。罪を赦すことなのだ。

（竜騎士 07『ひぐらしのなく頃に 08 祭囃し編』、用例.jp より）

以上の用例から見るように、①の(36)(37)は「身体部位」をヲ格名詞にしているもの、②の(38)(39)(40)は「知覚・感覚」をヲ格名詞にしているもの、③の(41)(42)は「物」をヲ格名詞にしているもの、④の(43)(44)(45)は、「抽象的な物事・出来事」を表す表現をヲ格名詞にしたものである。

4.2 使役文に対応する非使役文のあり方による分析

（46a）母親が子供に本を読ませた。　　（使役文）

（46b）子供が本を読んだ。　　（能動文）

子供に本を読ませた⇔子供が本を読んだ

（47a）頭を悩ませながらも私はあれこれと周辺人物の伝記や資料を読み漁った。

（慣用的使役）

（47b）*頭が悩みながらも私はあれこれと周辺人物の伝記や資料を読み漁った。

頭を悩ませる⇔*頭が悩む

（48a）意志を働かせる。　　（慣用的使役）

（48b）*意志が働く。

意志を働かせる⇔*意志が働く

（49a）原稿用紙にペンを走らせる。　　（慣用的使役）

（49b）*原稿用紙にペンが走る。

ペンを走らせる⇔*ペンが走る

（50a）静かに眠っていた魂を騒がせることになったとしたら、どうか許して下さい。
（慣用的使役）
（50b）*静かに眠っていた魂が騒ぐことになったとしたら、どうか許して下さい。
魂を騒がせる⇔*魂が騒ぐ

以上、使役文に対応する非使役文のあり方による分析である。通常、（46a）の使役文に対し、（46b）のような非使役文が想定されるのが一般的であるが、（47a）～（50a）の使役文に対し、（47b）～（50b）のような非使役文は成立しない。

5. 語彙的ヴォイスと文法的ヴォイスの連続性

以上に挙げた「慣用的な受身・使役表現」は、形の上では、受身接辞や使役接辞が付き、文法的な規則によって派生されているが、意味の上ではその規則性が失われていると思われる。つまり、形式上受身動詞（＝文法的受身）、使役動詞（＝文法的使役）になっているが、意味上一般的な受身、使役とは異なるということである。

このような現象は、語彙化、意味の特殊化という観点から説明できると考えられる。

Brinton and Traugott（2009: 和訳 25-26）では、「語彙化」は、①「語彙目録に採用すること」、②「語が文法規則によって説明できなくなること」、③「示唆的意味からコード化された（慣習化した）意味への変化」、④「大きな範疇と結びついた具体的な意味の発展」、⑤「意味変化一般」を指すことが述べられている。次に、影山（1993: 8）は、「春風」、「入学する」、「腹黒い」のようにそれぞれ元の統語的な意味を持っているが、複合語になると、その語の意味が慣習化されたり、特殊化されたりしてしまうような語を辞書に登録することを「語彙化（lexicalization）」と呼んでいる。また、大石（1988: 78）では、redcoat, darkroom, green-lady[iv]のように複合の意味がその構成要素から直接引き出されないことを語彙化と呼んでいる。

さらに、Brinton and Traugott（2009）は、（51）のような文を挙げ、次のように述べている。

> holiday, celebrate, fascinating は「語彙的（lexical）」で、大きな「開いた（open）」文法範疇に属し、比較的使用頻度が低く具体的な意味を持つ。

（51）We are celebrating a fascinating holiday today.
今日は、すてきな休日をお祝いしているところです。

一方、we, are, a は「文法的（grammatical）」で、小さな「閉じた（closed）」文法範疇に属し、比較的使用頻度が高く抽象的な意味を持つ。さらに、today は語彙的とも文法的とも決めがたく、半ば具体的、半ば抽象的で、副詞という文法範疇に属する。最後

に、celebrating の-ing と fascinating の-ing は同じ文法形式のように見えるが、それぞれ異なる歴史をたどっている。つまり、前者は文法形式のまま残り、後者は語彙的になった。

Brinton and Traugott（2009：和訳 1）

また、Langacker（2011: 和訳 22-23）は、“the boy ate a healthy lunch”における healthy は、形態素として health と-y（厳密には heal, -th, -y に）に分けることが可能であるが、healthy は統語論的には、big と同等の 1 語の形容詞として使用されることを述べている。

以上のことから、文法的なヴォイスは、使役接辞、受身接辞が付き文法的になっていることは間違いないが、実際、その動詞が使用される文脈によって、語彙的なヴォイスになる場合もあることがわかる。そして、動詞によって、文法的に使用される場合もあれば、語彙的に使用される場合もあるということが言える。従って、Langacker（2011: 和訳 22-23）の言葉を借りて言えば「語彙と文法の間には明確な境界を設定しない」という主張は、語彙的なヴォイスと文法的なヴォイスにも当てはまるのではないかと考えられる。つまり、本稿の対象である「慣用的な受身・使役表現」は、ちょうど文法と語彙の境界線にあるもの、すなわち、語彙的なヴォイスと文法的なヴォイスの境界に位置するものとして考えていいと思われる。

6. まとめ

以上、「慣用的な受身、使役表現」を本稿の対象とし、一般的な受身、使役の表現とは違うという点に注目し、その位置づけについて考察を行った。その結果、形式上、「（ら）れる」が付く受身動詞（＝文法的受身）、「（さ）せる」が付く使役動詞（＝文法的使役）であるにも関わらず、意味上、自動詞的（＝語彙的受身）、他動詞的（＝語彙的使役）な性質を帯びているものになっていることが明らかになった。つまり、「慣用的な受身、使役」は、一般的な受身、使役とは違い、「受動－能動」「使役－非使役」という対応関係が成立しない、受身や使役を元の形に戻せないという点で、文法的な規則から外れている。従って、文法的なヴォイスと語彙的なヴォイスは連続性を持つものであり、文脈によって、文法的に使用されることもあれば、語彙的にも使用されることもあると言える。

参考文献：

大石強（1988）『形態論』開拓社.

影山太郎（1993）『文法と語形成』ひつじ書房.

影山太郎（1996）『動詞意味論―言語と認知の接点―』くろしお出版.

日本語記述文法研究会（2009）『現代日本語文法②』くろしお出版.

日本語文法学会編（2014）『日本語文法辞典』大修館書店.

林青樺（2002）「〈慣用的受身文〉の位置づけをめぐって」、『文芸研究』、154 号、1-14pp.

林青樺（2009）『現代日本語におけるヴォイスの諸相　事象のあり方との関わりから』、くろしお出版.

ロナルド・W・ラネカー（2011）『認知文法論序説』山梨正明監訳、研究社.

ローレル・J・ブリントン、エリザベス・C・トラウゴット(2009)『語彙化と言語変化』日野資成訳、九州大学出版会.

益岡隆志（2000）『日本語文法の諸相』くろしお出版.

村木新次郎（2000）「ヴォイス」、『別冊國文学』、53 号、学燈社、132-135pp.

Brinton, Laurel J. and Traugott, Elizabeth Closs（2005）*Lexicalization and Language Change*, Cambridge University Press.

Langacker, Ronald W.（2008）*Cognitive Grammar A Basic Introduction*, Oxford University Press.

用例出典：

用例.jp http://yourei.jp/.

コトバンク https://kotobank.jp/.

---

[i] 本稿では、「慣用的な受身・使役表現」をこのように定義しているが、実際、「受動－能動」「使役－能動」という対応関係が成り立ち、さらに、意味的に「慣用的な受身・使役表現」になっているものも存在する。以下の①②は、その例である。これらの表現は、慣用的な表現だけど、自他対応はあると考えられる。このような表現の考察は、また、今後の課題とする。

① あの子が一人で、この家を沸かせてくれるよ。　（赤江瀑『正倉院の矢』、用例.jp より）
② 何かの期待が彼の胸を騒がせ、不安にしているらしかった。
（ドストエフスキー／工藤精一朗訳『罪と罰』、用例.jp より）

[ii]益岡（2000: 55）は、叙述の類型に対応して、受動文を「属性叙述受動文」と「事象叙述受動文」に分けている。さらに、「事象叙述受動文」を受動文の主体が事象から何らかの影響を受けることを表す「受影受動文」と、事象の動作主が背景化される「降格受動文」に分類している。

[iii] 「受動－能動」「使役－能動」という対応性に関する文法性判断は、母語話者によっていろいろあるが、比較的に対応性が低いものを中心にしている。

[iv]大石（1988）は、redcoat, darkroom, green-lady という複合語の意味を以下のように説明している。

redcoat は、「赤いコート」という意味ではなく、英国兵を表す語になっている。
darkroom の場合、「暗い部屋」を表すのではなく、「暗い室」の中でも写真の現象をするための特殊な「暗室」を指しており、いつも「暗い」必要はない。
green-lady は、緑の制服を着た、大学の女性用務員を green-lady と呼ぶこともあれば、日本語でも「緑のおばさん」と呼ばれる交通指導員がいる。どちらの場合も、緑色の服を着た人の中の一部の人を表していて、緑色の服を着ていない時でも green-lady とか「緑のおばさん」と言いうる。